

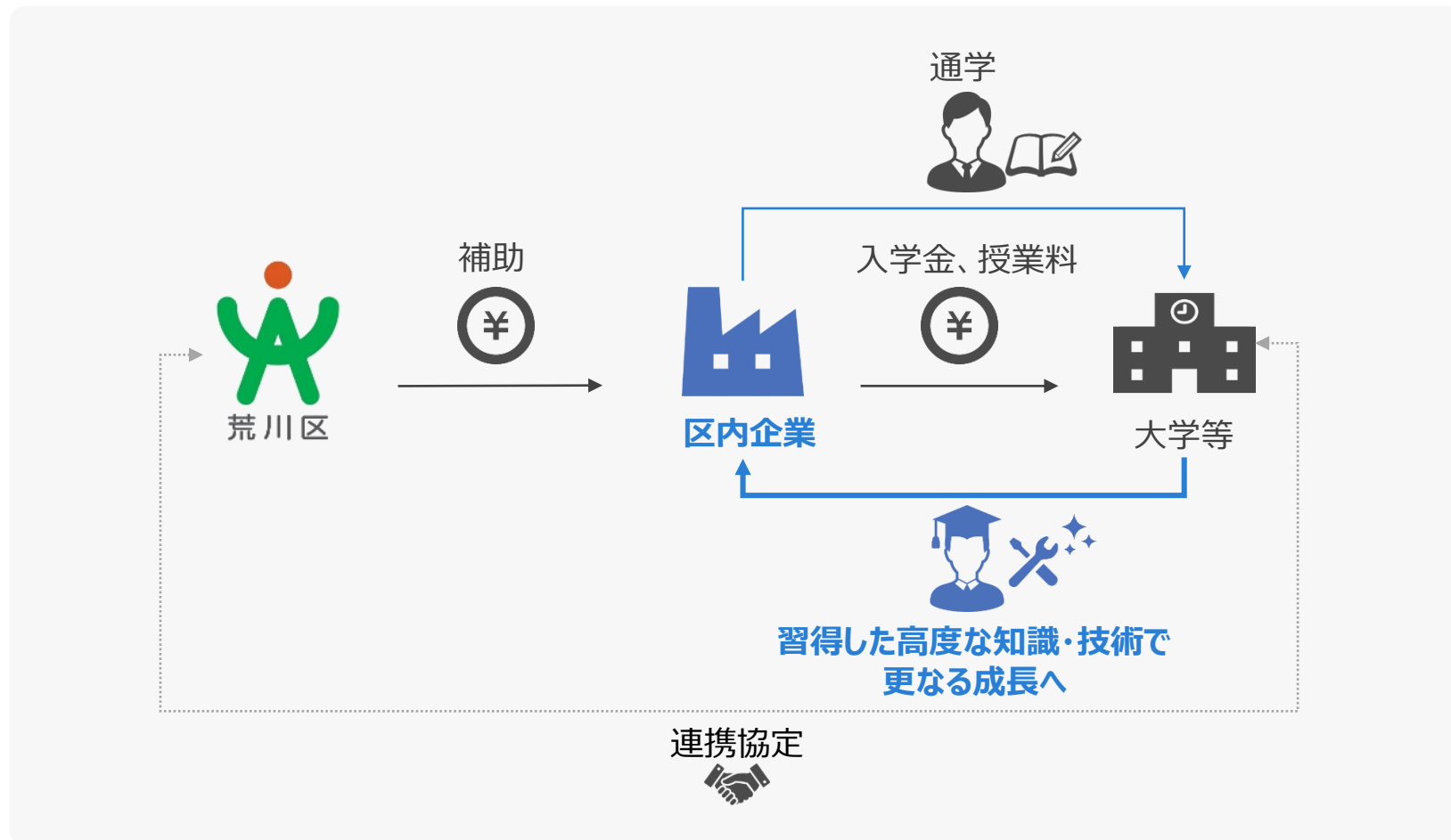
# 高度産業人材育成支援事業補助金

---

荒川区 経営支援課 産業活性化係

# 高度産業人材育成支援とは

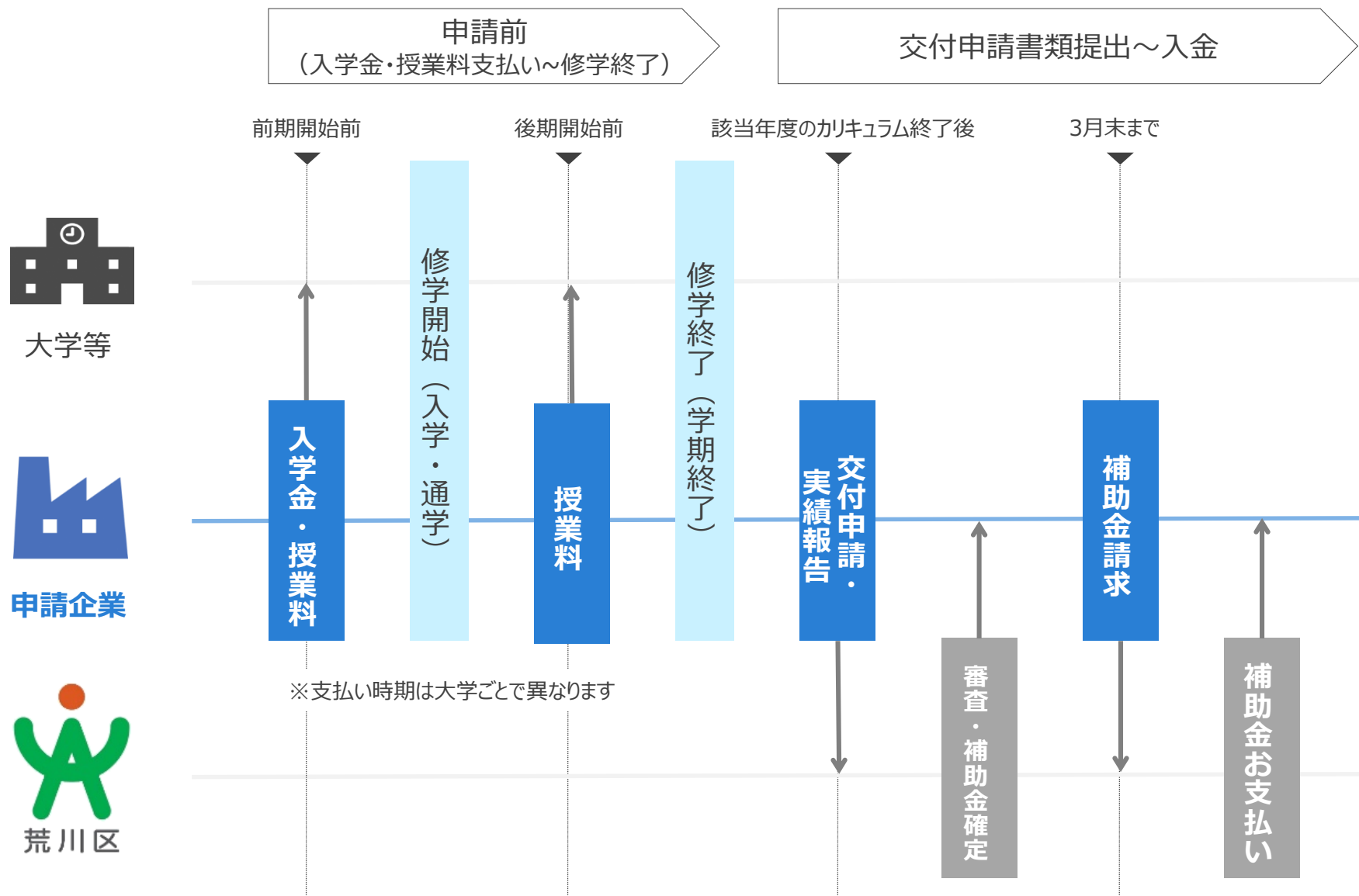
高度な人材育成のため、**業務の遂行や企業の成長に必要な技術、技能、知識等の習得を目的**として、自社の従業員等（役員含む）を**大学等に通学させる際に要する入学金、授業料**の一部を補助する事業です。



# 補助金の概要

|           |  |
|-----------|--|
| 補助対象者     | <p>①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者で、区内に本社を有するもの（区内で引き続き1年以上事業を営むもの）</p> <p>②申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない者</p> <p>※みなし大企業は対象外</p>                        |
| 補助上限額・補助率 | <b>30万円（千円未満切り捨て）、2分の1</b>   |
| 補助対象経費    | <p><b>業務の遂行に必要な技術、技能、知識等を習得させることを目的として、従業員等を大学等へ入学させ、及び従業者等に大学等における修学をさせるために要する経費</b></p> <p>① <b>入学金</b>（入学した日の属する年度に申請した場合のみ）</p> <p>② <b>授業料</b>（申請した日が属する年度の学期分のみ）</p> |
| 補助対象外経費   | <p>テキスト代、入学試験料、諸会費、振込手数料、インターネットの接続に要する費用、郵送料等間接経費、単位認定のない短期コース等の入学金及び授業料、<b>補助対象者の業種、業態及び事業の内容に関連がないと区長が判断した学部等に係る入学金及び授業料</b></p>  |
| 対象大学等     | <p>荒川区と連携協定を締結している以下の6つの大学等</p> <p><b>山形大学工学部、東京都立大学、都立産業技術高等専門学校、都立産業技術大学院大学、東京電機大学、東洋大学</b></p>  |
| 制限        | <p>申請は1企業につき1会計年度で1回まで</p> <p>※同一人物の翌年度以降の申請は不可</p>  |

# 事業の流れ



# 申請に必要な書類

| 必要な書類                                  | 想定する書類、備考  |
|--|--|
| 1 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）                   | 高度産業人材育成計画含む<br>✓ 大学等に通学を必要としていた課題<br>✓ 大学等での受講内容<br>✓ 高度産業人材に期待すること、今後の課題 |
| 2 入学金、授業料の支払いを証明する書類                   | 領収書、振込証明書など  |
| 3 大学等の教育課程を確認することができる書類                | カリキュラムなど   |
| 4 大学等に在学していることを証明する書類                  | 学生証など  |
| 5 直近の事業年度分法人住民税 / 前年度分個人住民税の納税が確認できるもの | 納税証明書、領収書  |
| 6 企業が従業員へ費用を支払ったことを証明する書類              | 従業員等が費用を立て替えた場合<br>（仕訳伝票等）   |
| 7 開業届                                  | 個人事業主の場合   |
| 8 他機関の補助金の申請書、交付決定通知書など                | 他機関から同様の補助金を受領した場合   |
| 9 その他資料                                | 必要に応じて   |

## 審査基準について

以下の観点から、審査をいたします。

- ✓ 交付要綱第2条の目的に合致しているか
- ✓ 交付要綱第3条の補助対象者の要件を満たしているか
- ✓ 交付要綱第5条に基づく補助対象経費であるか
- ✓ 自社の技術、技能を向上させるための修学か
- ✓ 単なる自己啓発の修学となっていないか
- ✓ 高度産業人材育成計画は適切か

Q

本補助金の交付を受けた翌年度以降も補助を受けることはできるか。

A

翌年度以降の同一人物の申請はできません。

Q

当社は製造業だが、従業員が文学を学ぶ場合は対象となるか。

A

業務の遂行に必要な技術、技能、知識等を習得させることを目的に修学する場合以外は対象外です。したがって本ケースは対象外とみなされます。

Q

過去に自社の経費で従業員等が大学へ通学していたが、申請はできるか。

A

対象外です。入学金は入学した日が属する年度、授業料は学期・カリキュラムの履修が終了した日の属する年度が対象です。

Q

本補助金が交付された翌年度に、違う学科や大学等で修学する場合は対象となるか。

A

対象となります。

Q

本補助金が交付された翌年度に、別の社員が同じ学科で修学する場合は対象となるか。

A

対象となります。

Q

社員が入学金、授業料を大学へ支払っている場合は、対象となるか。

A

上記の場合は、企業が社員(役員含む)へ対象経費を支払った場合であれば対象となります。社員へ対象経費を支払った証明書類を提出してください。